

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

電話 住友生命のお問合せ窓口

 **0120-506154**

受付時間
月～金曜日：午前9時～午後6時
土曜日：午前9時～午後5時
(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

※証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。

未来を変えていく、健康増進型保険。



- 本商品のご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」を必ずご確認ください。
- Vitality健康プログラム契約のご検討にあたっては、住友生命ホームページ等で「Vitality健康プログラム規約」「Vitalityウェブ・アプリ利用規約」「Vitalityポイント獲得ガイド」「特典ご利用ガイド」を必ずご覧ください。
- 詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「商品パンフレット」の記載は、2022年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

©代業-21-0208(2022.4) 088A0L0D22-1-3333333



[引受保険会社]

 **住友生命**

未来を変えていく健康増進型保険 “住友生命「Vitality」”

未来を変えていくことは、自分自身を変えていくこと。
健康への小さな一歩は、新しい自分自身への一歩です。
いつの日か、アクティブな自分に驚いたり、
エネルギッシュな自分に出会う日もくるかもしれません。

その変化は、ご友人やご家族など、身の回りの大切な人にも伝わり、
より大きなものへと成長していきます。

そして、社会全体が健康でイキイキと活力に溢れていく。
私たちは、お客さまと一緒に、そんな未来をつくりたい。

毎日の暮らしを、より健康にしていくことで
もっと充実させてみませんか？

さあ、一緒にVitalityをはじめましょう！

住友生命「Vitality」のしくみ



Vitality健康プログラム	P.3~12
健康状態を把握する	P.5
健康状態を改善する	P.7
特典(リワード)を楽しむ	P.9
1年間のポイント獲得とステータスイメージ	P.11
保障内容	P.15~18
就労不能・介護保障	P.15
生活障害収入保障特約	P.17
保険料について	P.19~20
よくあるご質問	P.21~23
各種サービス	P.24~26
〔ご参考〕住友生命所定の就労不能状態・精神障害状態とは？	P.27~32
〔ご参考〕住友生命所定の要介護状態とは？	P.33~34
〔ご参考〕「障害年金」「公的介護保険制度」について	P.35~36
ご検討にあたりご確認いただきたい事項	P.37

Vitality健康プログラム^(※1)

健康増進への取組みを3つのステップを通じて応援し、
楽しみながら健康になるサポートをします！

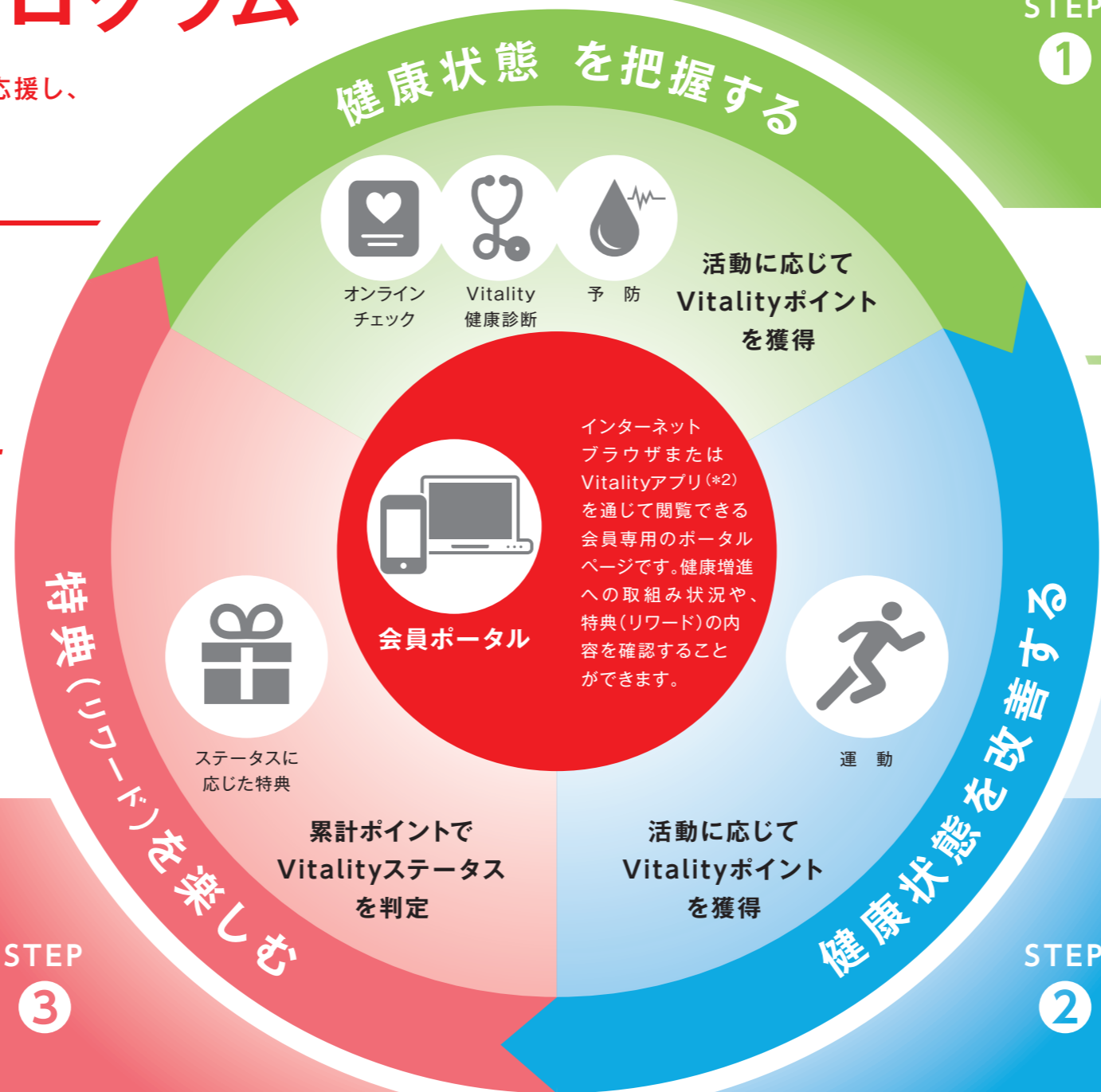
Vitality利用料:月額880円(税込)

保障内容に応じた保険料とは別にお払い込みいただけます。
Vitality利用料は将来変更することがあります。

▶▶ Vitality利用料について、
詳しくはP.21「よくあるご質問」Q3をご覧ください。



ホームページでチェック!
Vitalityとは?



STEP
1



まずは、ご自身の健康状態を把握しましょう。オンライン
チェックを実施したり、健康診断を受けたりすることで、
ポイントが獲得できます！

日々の生活の中で健康的な活動を意識しましょう。いつも
より多く歩くことを心がけたり、スポーツイベントに参加
したりすることで、ポイントが獲得できます！

▶▶ 各種割引等の特典(リワード)が受けられます。



フィットネスジムの
月会費割引 ウェアラブル
デバイスの割引 ヘルシーフードの
割引 等

STEP
2



STEP
3

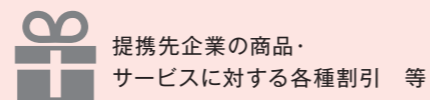


獲得ポイントに応じたステータス

	ブルー 0pt~		ブロンズ 12,000pt~
	シルバー 20,000pt~		ゴールド 24,000pt~

ご褒美がモチベーションアップにつながります。獲得
した累計ポイントで判定されるステータスに応じて、
各種特典が受けられます！

▶▶ 各種割引等の特典(リワード)が受けられます。



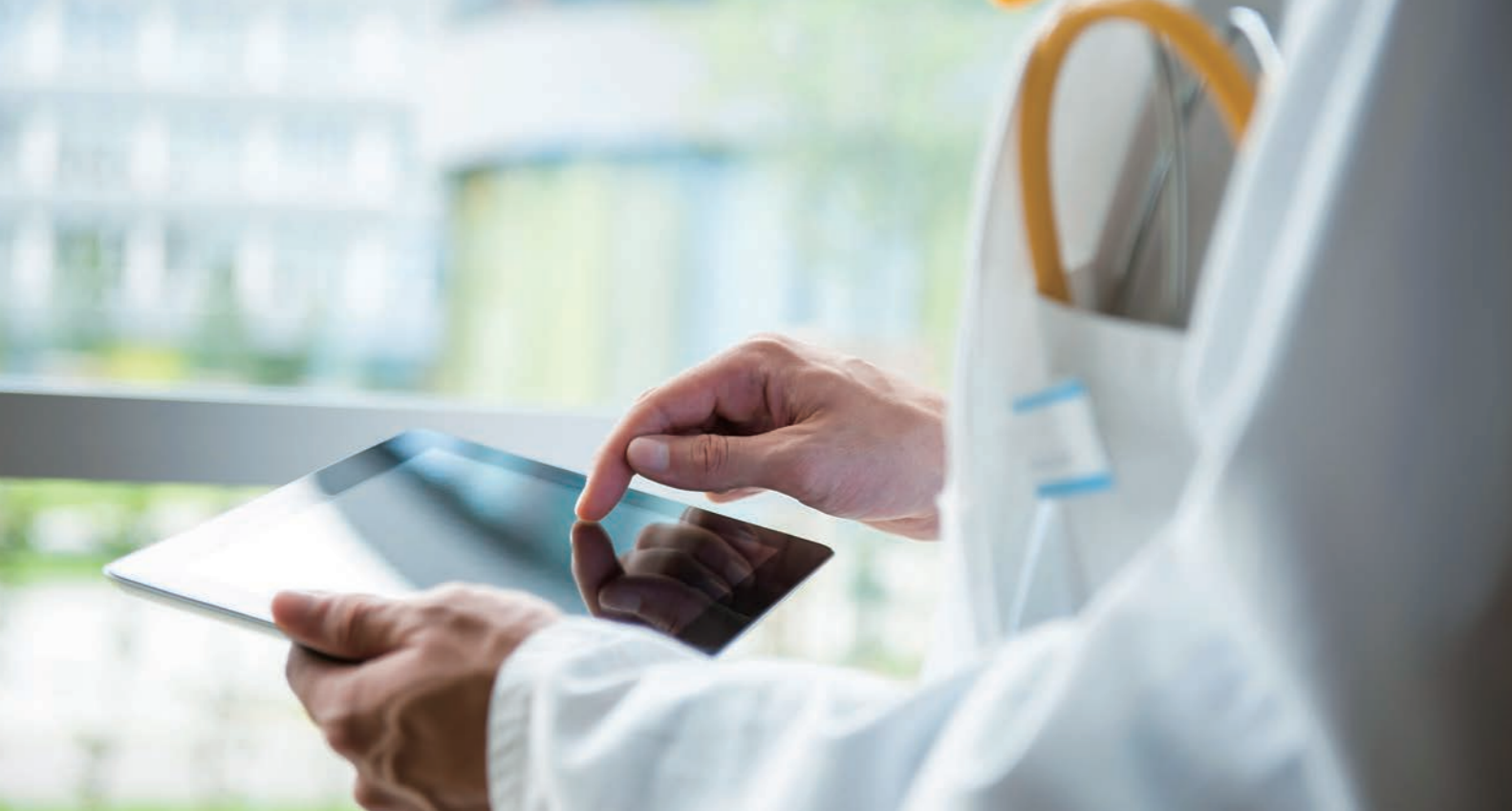
(※1) Vitality健康プログラムは、健康を改善するツールや関連知識、
それを促すインセンティブ等を提供することで、保険加入者が
より健康になることをサポートする健康増進プログラム®です。

(※2) Vitalityアプリとは、スマートフォン等でダウンロード
できるモバイルアプリケーションのことです。

注意事項

■ Vitality健康プログラムを利用するには、健康増進乗
率適用特約を付加した保険契約に加えて、Vitality
健康プログラム契約を締結する必要があります。
■ ご加入にあたっては、パソコン・スマートフォン等
によるインターネット接続環境をご準備いただき、
メールアドレスを登録していただく必要があります。

■ Vitality健康プログラム契約のご検討にあたって
は、住友生命ホームページ等で「Vitality健康プ
ログラム規約」「Vitalityウェブ・アプリ利用規約」
「Vitalityポイント獲得ガイド」「特典ご利用ガイ
ド」を必ずご覧ください。



STEP ①

健康状態を把握する

まずは、ご自身の健康状態を把握しましょう。

オンラインチェックを実施したり、健康診断を受けたりすることで、ポイントが獲得できます！



オンラインチェック

① 会員ポータルを開く



② 健康状態や食生活などの生活習慣に関するいくつかの質問に答える



③ ポイントを獲得！



項目	獲得ポイント	項目	獲得ポイント
Validity総合チェック	各 750pt	こころのチェック (3種類)	各 250pt
Validity食生活のチェック		ストレスのチェック	
たばこチェック		心理面のチェック 環境面のチェック	

■年間合計3,000ptまで

■各項目1年に1回、ポイントが獲得できます。

Validity健康診断

① 会社・病院などで健康診断等を受ける



② 会員ポータルに結果を入力し健康診断書の画像等をアップロード



③ ポイントを獲得！



項目	住友生命所定の基準	獲得ポイント(*1)
BMI	18.5以上24.9以下	結果提出で 各 500pt + 住友生命所定の基準を満たす場合はさらに加算 64歳以下各 1,500pt 65歳以上各 2,000pt
血圧	最高血圧140mmHg未満かつ最低血圧90mmHg未満	
血糖	空腹時:126mg/dL未満またはHbA1c:6.5%未満	
コレステロール	LDLコレステロール70mg/dL以上 140mg/dL未満	
尿蛋白	「- (陰性)」または「± (偽陽性)」	

■年間合計10,000ptまで(65歳以上は12,500ptまで)

■各項目1年に1回、ポイントが獲得できます。複数回受けた場合は、最も良好な結果で判定します。

予防

① がん検診や予防接種、歯科健診を受ける



② 会員ポータルに受けた検診等を入力し実施したことを証明する画像をアップロード



③ ポイントを獲得！



項目	ポイント獲得期間	年齢	獲得ポイント(*1)
大腸がん検診	1年間	40歳以上	各 1,000pt
肺がん検診			
胃がん検診			
女性 乳がん検診	2年間	20歳以上	
女性 子宮頸がん検診			
肺炎球菌ワクチン接種	5年間	65歳以上	500pt (最大2回 1,000pt(*2))
歯科健診	1年間	全年齢	

■年間合計2,000ptまで

■歯科健診には歯・口腔の治療および口腔内のクリーニングを含みます。

■胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診は一度受けたら2年間毎年1,000pt、肺炎球菌ワクチン接種は5年間毎年1,000pt獲得できます。

(*1)ご契約前1年以内に受けた結果も、1年目の活動としてポイント獲得対象となります。

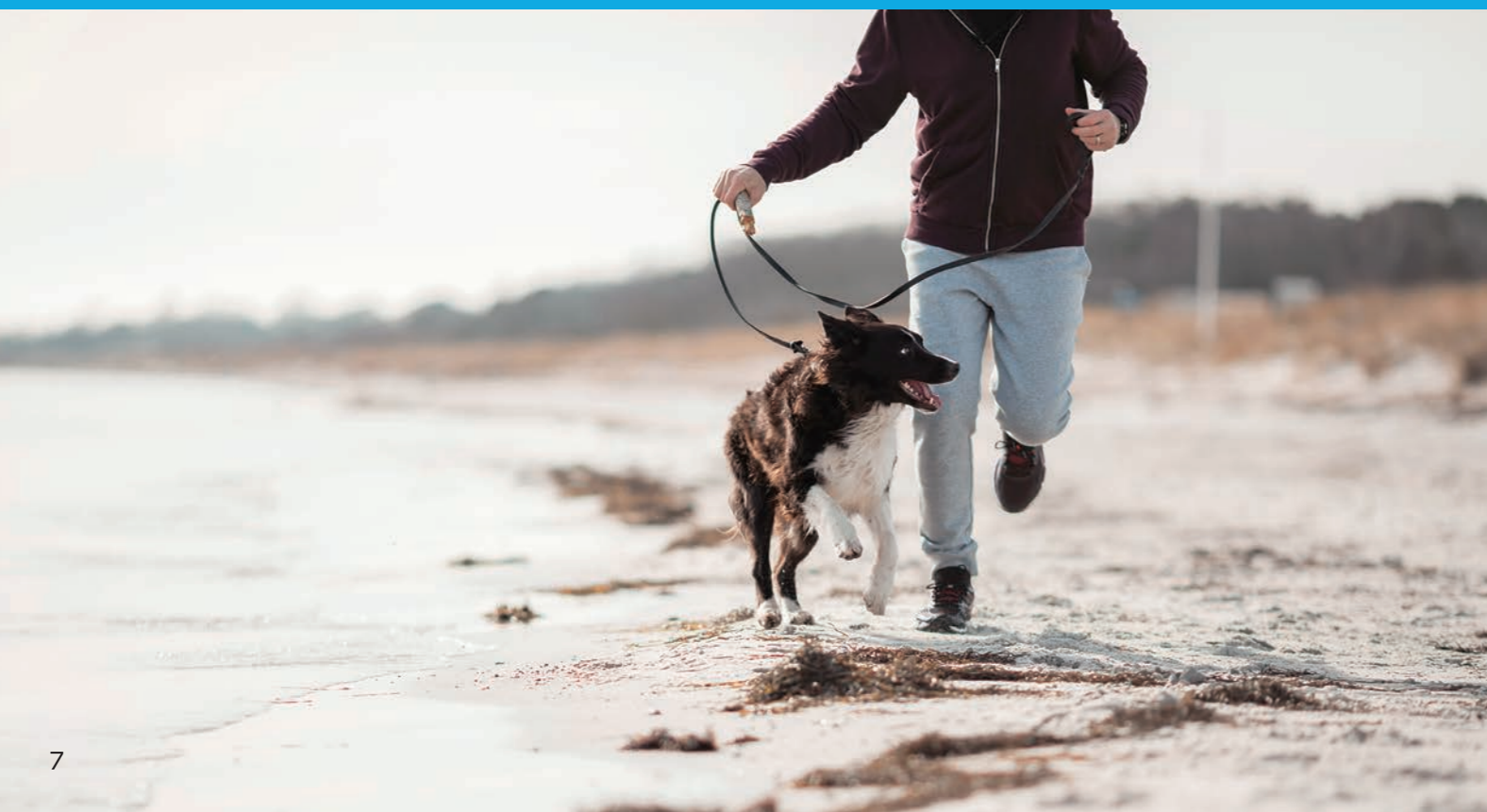
(*2)ご契約から毎年、1年間の前半6か月間に1回、後半6か月間に1回、1年間で計2回ポイントを獲得できます。(既にValidity健康プログラム契約を締結いただいている場合は、記載の内容と異なることがあります。)



STEP 2

健康状態を改善する

日々の生活の中で健康的な活動を意識しましょう。
いつもより多く歩くことを心がけたり、スポーツイベントに参加したりすることで、
ポイントが獲得できます！



運動



項目	獲得ポイントと基準					1日あたりの獲得ポイント
	64歳以下		65歳以上			
歩数	8,000歩以上 20pt 10,000歩以上 40pt 12,000歩以上 60pt		6,000歩以上 20pt 8,000歩以上 40pt 10,000歩以上 60pt			各項目のうち最も高いポイントのみ獲得できます(重複して獲得できません)(*)
心拍数	運動を30分間行い、その間の平均心拍数が(220-年齢)の60%以上 40pt 運動を30分間行い、その間の平均心拍数が(220-年齢)の70%以上 60pt 運動を60分間行い、その間の平均心拍数が(220-年齢)の60%以上 60pt					
フィットネスジム	60pt					
イベント	100pt	200pt	600pt	1,200pt	2,000pt	
ウォーキング	4km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 30km未満	30km以上 50km未満	50km以上	
ランニング	-	5km以上 10km未満	10km以上 21km未満	21km以上 42.1km未満	42.1km以上	
水泳	-	0.6km以上 2.5km未満	2.5km以上 5km未満	5km以上 8km未満	8km以上	
サイクリング	-	15km以上 25km未満	25km以上 50km未満	50km以上 100km未満	100km以上	
トライアスロン	-	-	14km以上 25.75km未満	25.75km以上 51.5km未満	51.5km以上	
ゴルフ	9ホール以上	-	-	-	-	

■年間合計 14,000ptまで

■「歩数」「心拍数」は住友生命所定の機器(ウェアラブルデバイスまたはスマートフォンアプリ)で計測する必要があります。また、「フィットネスジム」「イベント」は、住友生命所定の条件を満たすフィットネスジム、イベントに限りです。

(*)例えば、30歳の方でフィットネスジムを利用(60pt)かつ、歩数が10,000歩(40pt)の場合、獲得できるのは60ptとなります。







STEP ③



特典(リワード)を楽しむ

ご褒美がモチベーションアップにつながります。
獲得した累計ポイントで判定されるステータスに応じて、
各種特典が受けられます！

ステータスに応じた特典(リワード)




ご契約から1年ごとに累計されるポイントに基づいて判定されるステータスに応じて、
各種特典が受けられます。

 ブルー 0pt~	 ブロンズ 12,000pt~	 シルバー 20,000pt~	 ゴールド 24,000pt~	<p>ステータス判定の 流れについて、 詳しくはP.22 「よくあるご質問」 Q5をご覧ください。</p>
--	--	--	--	---

 各種割引等	<p>✓ 提携先企業の商品・ サービスに対する 各種割引等が受けられます。</p>	<p>ホームページでチェック！ 最新の特典内容</p> 
--	---	---

毎週の運動目標を達成しよう！ アクティブチャレンジ

1週間ごとに設定される目標ポイントを獲得することで、特典が受けられる短期プログラムです。
短期的な目標を達成していくことで運動習慣を身につけ、健康増進につなげましょう！

1 目標ポイントを 自動設定 	2 目標ポイントを 目指す 	3 目標ポイント 獲得で特典が 受けられます 
---	--	--


Vitalityアプリから「アクティブチャレンジ」を開始することで1週間の目標ポイントが自動的に設定されます。	歩数・心拍数・フィットネスジムでの活動によって、目標ポイント獲得を目指しましょう。	コーヒー、スムージー、ドリンクヨーグルト等が無料になる特典が受けられます。
---	---	---------------------------------------

※Vitalityアプリからのみ参加することができます。

■特典(リワード)のご利用にあたっては、所定の条件があります。
詳細は住友生命ホームページでご確認ください。

特典(リワード)に加えて

Vitality健康プログラムを利用することで、健康増進への取組みに応じて **保険料が変動します！**

 住友生命の 保険料割引	<p>✓ Vitality健康プログラムを利用しない場合と比較し、 1年目の割引率は15%となります！(*)</p> <p>✓ 2年目以降は健康増進への取組みに応じて 変動し、最大割引率は30%となります！ (割引率上限30%~割増率上限10%)</p>	<p>詳しくはP.19~20 「保険料について」 をご覧ください。</p>
---	---	---

！ 留意事項 ■健康増進への取組みによっては保険料が割増になることがあります。

■保険料の変動は、Vitality健康プログラム契約における特典(リワード)ではなく、健康増進乗率適用特約が付加された保険契約のしくみに基づくものです。

■割引率・割増率は、「ご契約のしおり一定款・約款」等に記載の「健康増進乗率」を適用した場合の数値です。割引率15%の場合は乗率85%、割増率10%の場合は乗率110%と読み替えます。

(*)既にVitality健康プログラム契約を締結いただいている場合は、記載の内容と異なることがあります。

1年間のポイント獲得とステータスイメージ

① 獲得したポイントは、ご契約から1年ごとに到来する契約応当日に0になります。
 ■既にVitality健康プログラム契約を締結いただいている場合は、記載の内容と異なることがあります。

累計ポイントとステータス



あまり運動の習慣がない
Aさんの場合
 健康状態の把握をしっかりと行い、普段より多く歩くよう意識し始めました。

オンラインチェック ✓ Vitality総合チェック ✓ Vitality食生活のチェック ✓ こころのチェック (3種類)	Vitality健康診断 ✓ BMI ✓ 血圧 基準内 ✓ 血糖 基準内 ✓ コレステロール 基準内 ✓ 尿蛋白 基準内	運動 月: 休み 火: 休み 水: ウォーキング(8,000歩) 木: 休み 金: 休み 土: ウォーキング(8,000歩) 日: 休み
2,250pt	8,500pt	2,080pt

TOTAL
12,830pt

歩数について
「10分歩くと、歩数は約1,000歩」。
 普段の生活の中で、例えばひと駅分歩くだけでも歩数を増やすことができます。

男性 1日平均歩数 7,644歩	女性 1日平均歩数 6,705歩
--------------------------------------	--------------------------------------

出典: 以下に基づき住友生命にて作成【歩数のめやす】厚生労働省「スマート・ライフ・プロジェクト」HPから抜粋【20~64歳の1日平均歩数】厚生労働省 平成30年「国民健康・栄養調査」

健康診断の結果が気になる
Bさんの場合
 健康状態の把握に加え、健康状態の改善に向け、定期的な運動に取り組んでいます。

オンラインチェック ✓ Vitality総合チェック ✓ Vitality食生活のチェック ✓ たばこチェック ✓ こころのチェック (3種類)	Vitality健康診断 ✓ BMI 基準内 ✓ 血圧 基準内 ✓ 血糖 基準内 ✓ コレステロール 基準内 ✓ 尿蛋白 基準内	運動 月: 休み 火: ウォーキング(8,000歩) 水: フィットネスジム(オンライン受講) 木: 休み 金: ウォーキング(12,000歩) 土: ウォーキング(12,000歩) 日: 休み
3,000pt	7,000pt	10,400pt

TOTAL
20,400pt

健康増進への取組みに熱心な
Cさんの場合
 定期的な運動に加え、歯科健診やがん検診も受診。趣味のゴルフにも熱心に取り組むようになりました。

オンラインチェック ✓ Vitality総合チェック ✓ Vitality食生活のチェック ✓ たばこチェック ✓ こころのチェック (3種類)	Vitality健康診断 ✓ BMI 基準内 ✓ 血圧 基準内 ✓ 血糖 基準内 ✓ コレステロール 基準内 ✓ 尿蛋白 基準内	予防 ✓ 歯科健診 <年2回> ✓ 肺がん検診
3,000pt	8,500pt	2,000pt

運動 月: ウォーキング(10,000歩) 火: ウォーキング(10,000歩) 水: 休み 木: 休み 金: ウォーキング(10,000歩) 土: フィットネスジム 日: 休み <月に1回、 ゴルフ を実施>
10,560pt

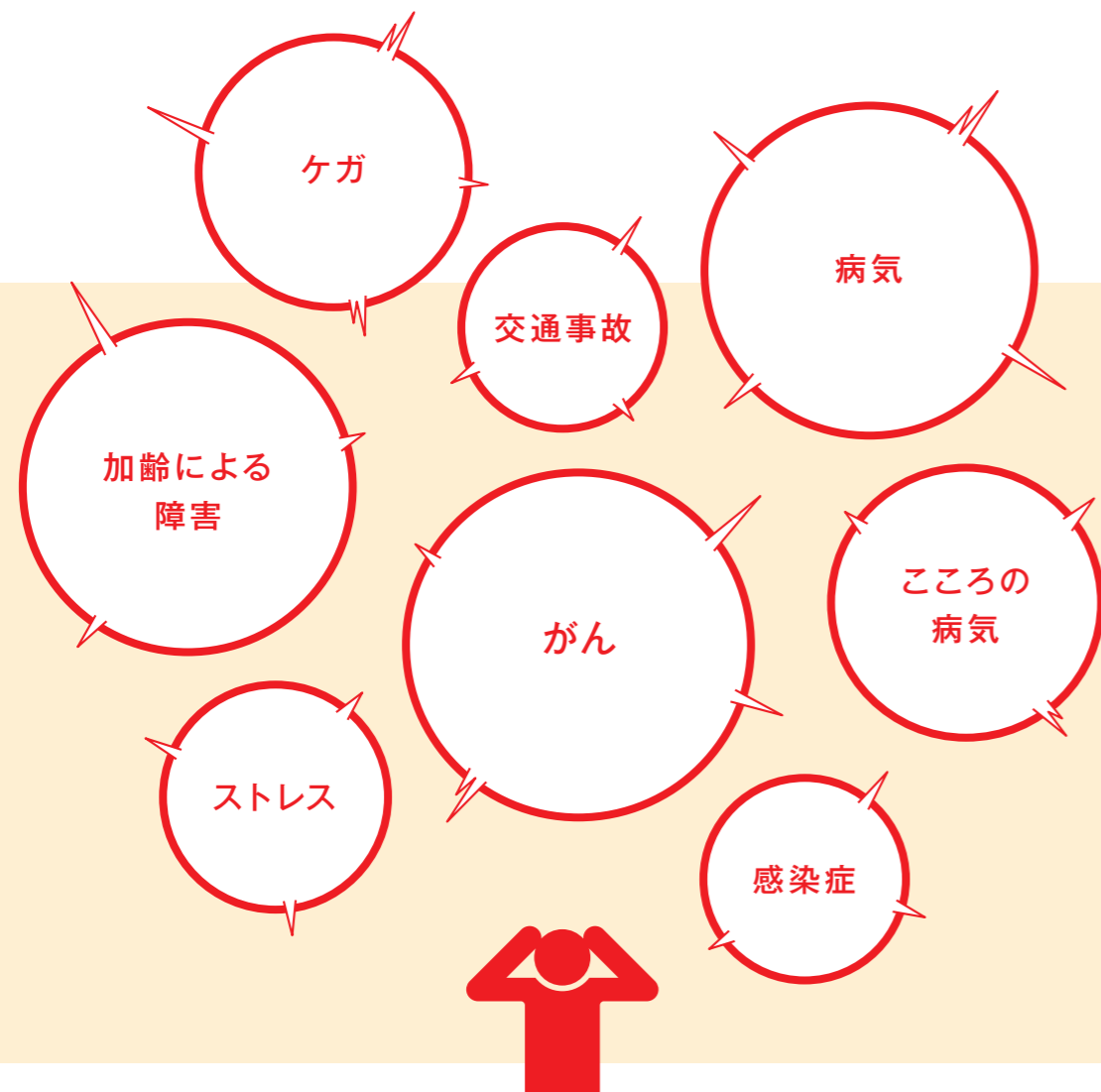
TOTAL
24,060pt

ポイント計算の前提	全体	週1回を52日、週2回を104日、週3回を156日とする。	Aさん・Bさん	64歳以下の場合。	Bさん・Cさん	たばこチェックについて、過去3か月以上喫煙をしていない場合。	Cさん	40歳以上64歳以下。歯科健診は1年間のうち前半の6か月間に1回、後半の6か月間に1回、計2回実施。
-----------	----	-------------------------------	---------	-----------	---------	--------------------------------	-----	--

健康増進に取り組んでリスクを減らすことはできても、リスクをなくすことはできません。
 だから、身近に潜むリスクに備えることが必要です。

リスクに備える

1UP†



このようなリスクからご自身・ご家族の生活をお守りする


“強く生きるための保険”「1UP」。

2016年には「2016年日経優秀製品・サービス賞

最優秀賞 日経ヴェリタス賞」を受賞しました。

リスクを減らし、
リスクに備える

1UP† Vitality



**Vitality
健康
プログラム**

健康増進への取組みを
3つのステップを通じて応援し、
楽しみながら
健康になることをサポート



P.3

+

**就労不能・
介護保障**

働けなくなったときへの備え



P.15

■1UP Vitalityは、「生活障害収入保障特約」「健康増進乗率適用特約」を付加した
プライムフィットを指し、商品名称はプライムフィット 未来デザイン1UP Vitalityとなります。

! 留意事項 ■本商品のご検討にあたっては、「ご契約のしおりー定款・約款」を必ずご覧ください。

働けなくなったときへの備え

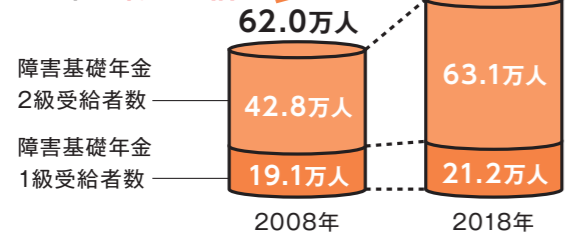
就労不能・ 介護保障

✓ 働けなくなったときの世帯収入

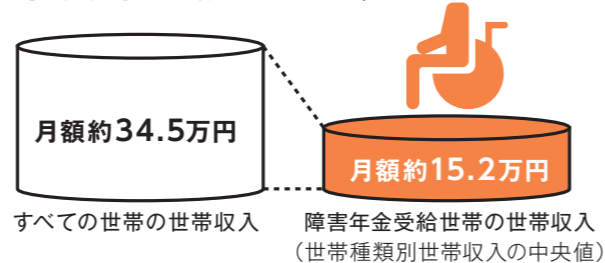
「障害年金」とは ケガや病気で働けなくなったとき、所定の条件を満たすことで受け取ることができる、公的年金制度の1つです。

障害年金の受給者は
年々増加しています。

10年で約**1.3倍!**



障害年金を受給する世帯の世帯収入は
すべての世帯収入と比べ、
半分以上に減少しています。



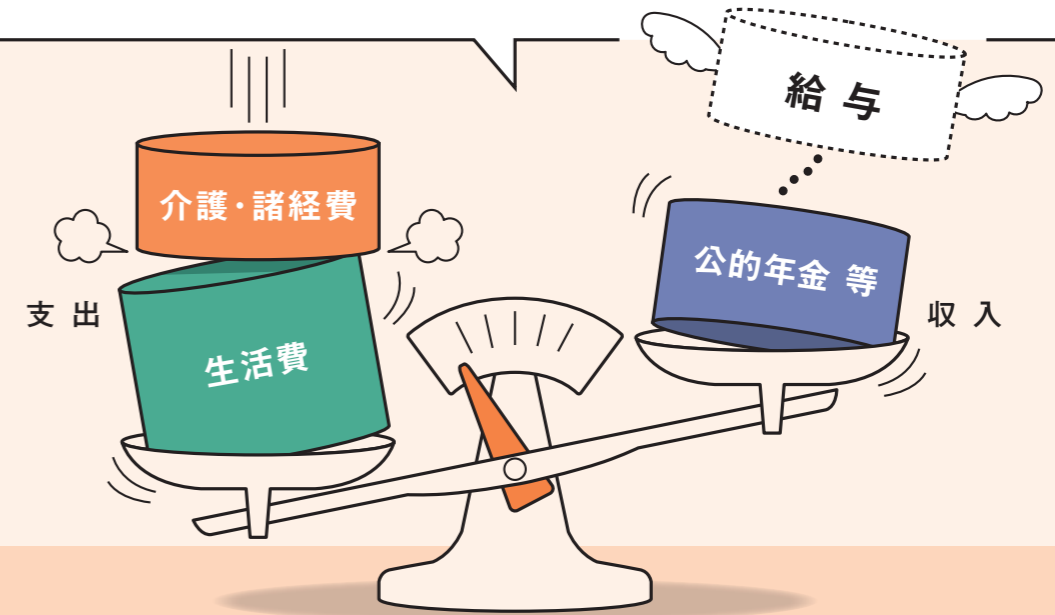
出典：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」
(20歳前障害による受給者を除く)に基づき住友生命にて作成

出典：厚生労働省 平成26年「年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」に基づき住友生命にて作成

●記載の内容は、2022年4月現在の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

収支のバランス

「働けなくなったとき」「お亡くなりになったとき」には
収入そのものが大きく減るうえに、
場合によっては支出がさらに増加するため、
収支のバランスは崩れます。



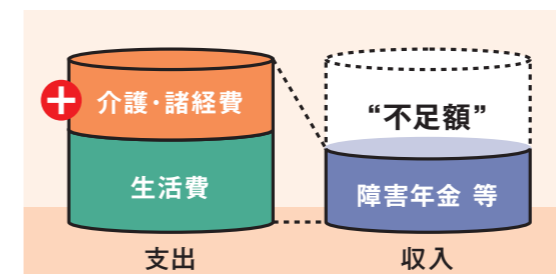
場合によっては
支出は増加する

収入が減少する

実は

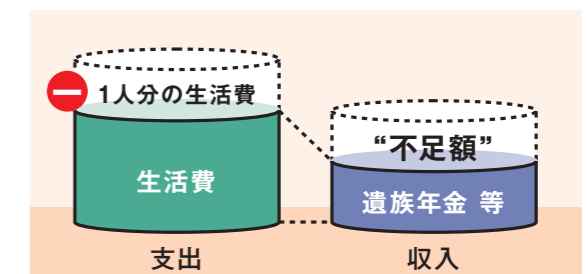
「働けなくなったとき」の方が、収支のバランスの
崩れ方が大きくなり、より多くの不足額が生じることも…

働けなくなったとき



これまでの生活費に加え、状態によっては介護・諸経費が必要になることがあります。多くの場合、公的年金制度に基づき「障害年金」を受け取ることができますが、不足額が生じることも…。

お亡くなりになったとき



1人分の生活費が不要となります。多くの場合、公的年金制度に基づき「遺族年金」を受け取ることができますが、不足額が生じることも…。

働けなくなったとき(仕事や家事ができなくなったとき)の収支のバランスが崩れるリスクに備えられます。



左記ご契約例の場合

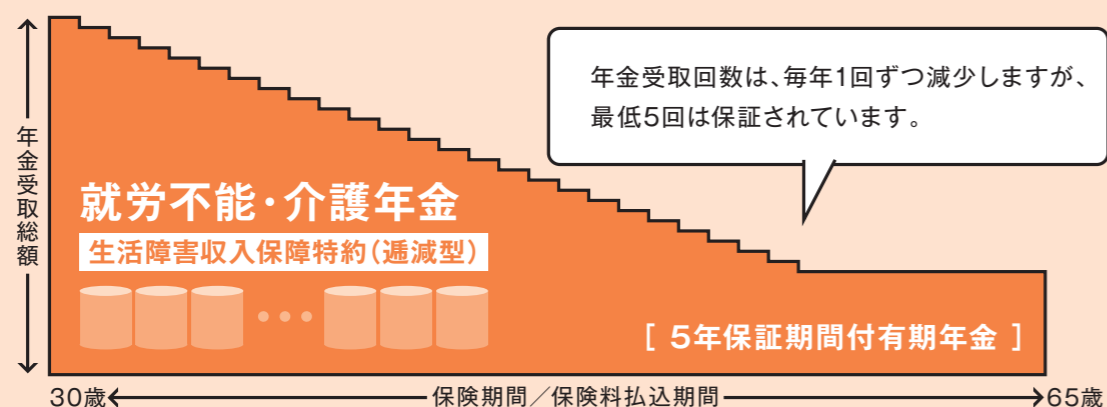
POINT 1 病気やケガで働けなくなったときに
公的制度和連動したわかりやすい給付と、住友生命独自基準による給付で、幅広く保障します。

POINT 2 住友生命所定の要介護状態に該当したとき、**30日目からの介護保障**により、**初期にかかる費用**に備えることができます。

POINT 3 保障期間満了年齢まで(生存の限り)、**就労不能・介護年金**をお受取りいただくことで**長期にわたる収入減**に備えることができます。

ご契約例 プライムフィット 未来デザイン1UP Vitality(3年ごと配当タイプ)
 契約年齢:30歳 男性
 生活障害収入保障特約(5回保証通減型):年金年額240万円/保険期間・払込期間:65歳満了
 ※健康増進乗率適用特約を付加しています。

しくみ図(イメージ)



保険料

(2022年4月現在)

1年目(30歳時)の保険料 **5,805円** 割引率 15%(*1)
 クレジットカード払料率月払 割引額 1,025円(*1)

2年目以降の保険料は、健康増進活動に応じて**変動**します。
 ※ 毎年の変動については、P.19~20「保険料について」をご覧ください。

(*1)健康増進乗率適用特約を付加しない場合の保険料を基準としています。

ご参考:健康増進乗率適用特約を付加しない場合の保険料 **6,830円**



1年目の保険料+Vitality利用料[月額 880円(税込)] **6,685円**

※お申込みの募集代理店では健康増進乗率適用特約を付加せずにご契約いただくことはできません。

長期にわたる収入減への備え	以下のいずれかの状態に該当したとき 1 公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき >> P.35参照 2 公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき >> P.36参照 3 住友生命所定の就労不能状態に該当したとき >> P.27~32参照 4 住友生命所定の要介護状態が180日以上継続したとき >> P.33~34参照	年金年額 240万円 (月あたり20万円) を 64歳 まで (生存の限り) 就労不能・介護年金 (5年保証期間付有期年金)(*2))
初期にかかる費用への備え	上記「就労不能・介護年金」のお支払理由 1 2 3 に該当したとき	一時金 240万円 就労不能・介護保障充実給付金
精神障害への備え	精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定、または住友生命所定の精神障害で継続して180日以上入院したとき >> P.32参照	一時金 720万円 (1回のみ) (年金年額×3年分) 特定障害給付金
	住友生命所定の要介護状態に該当してその状態が30日継続したとき	上記に代わり、30日継続するごとに150日目まで 48万円×最高5回 (通算10回まで) (年金年額×20%) 就労不能・介護保障充実給付金

重複してお支払いできません。

(*2)生存している限り、所定の期間お支払いします(保証期間5年)。保証期間中に死亡されたときは、保証期間中の将来の年金支払いに代えて残りの保証期間の未払いの就労不能・介護年金の現価相当額をお支払いします。



留意事項

【生活障害収入保障特約】

- 死亡保険金、解約返戻金はありません。
- 第1回の就労不能・介護年金のお支払理由発生以後に、就労不能・介護保障充実給付金および特定障害給付金はお支払いできません(住友生命所定の要介護状態以外の状態により、就労不能・介護年金と同時に就労不能・介護保障充実給付金のお支払理由に該当した場合を除きます)。
- 精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたときは、就労不能・介護年金、就労不能・介護保障充実給付金をお支払いできません。

※ご契約内容により、例示の年金年額ではご契約いただけないことがあります。

保険料について

ご契約1年目の保険料は割引率15%、
2年目以降の保険料は健康増進への取組み(ステータス)に応じて変動します。

！ 保険料とは別にVitality健康プログラムの利用料として、月額880円(税込)をお支払いいただきます。Vitality利用料は将来変更することがあります。

ご契約1年目の保険料

クレジットカード払料率
<2022年4月現在>

契約年齢	月払保険料 (ご参考:保険料+Vitality利用料)	
	男性	女性
20歳	5,640円 (6,520円)	5,136円 (6,016円)
30歳	5,805円 (6,685円)	5,028円 (5,908円)
40歳	6,029円 (6,909円)	5,008円 (5,888円)
50歳	6,283円 (7,163円)	5,015円 (5,895円)

2年目以降の保険料

健康増進への取組み(ステータス)に応じて変動します。

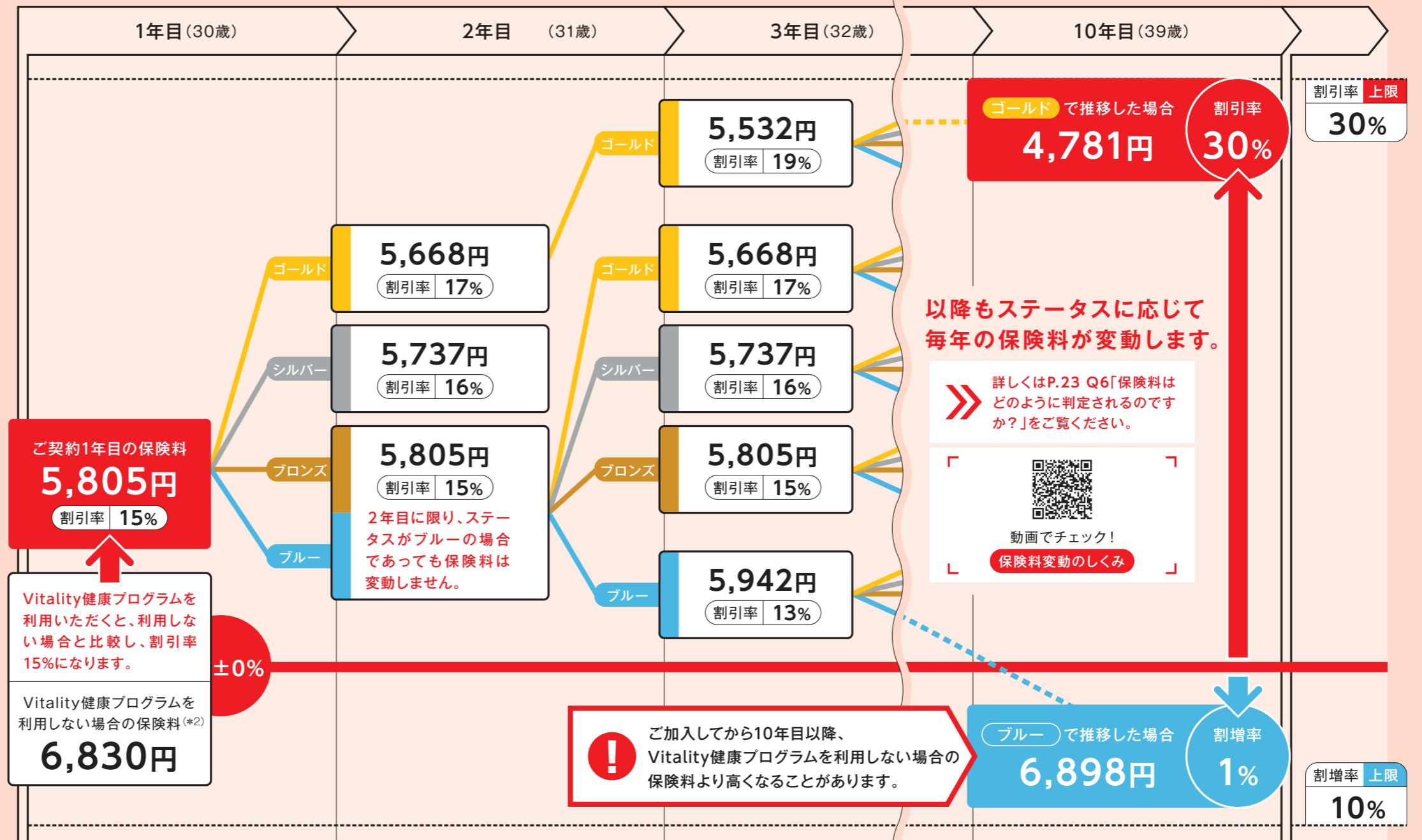
前年の割引率・割増率から…

	ゴールド	割引率+2%
	シルバー	割引率+1%
	ブロンズ	変動なし
	ブルー(*1)	割増率+2%

(*1)2年目に限り、保険料は変動しません。

ステータスに応じた保険料変動のイメージ

契約年齢:30歳・男性 下記【ご契約例】の場合



(*2)下記【ご契約例】に健康増進乗率適用特約を付加しない場合の保険料です。
なお、お申込みの募集代理店では健康増進乗率適用特約を付加せずにご

契約いただくことはできません。

■既にVitality健康プログラム契約を締結いただいている場合は、記載の内容と異なることがあります。

【ご契約例】プライムフィット 未来デザイン1UP Vitality(3年ごと配当タイプ)

ご契約明細	保険(給付)金額	保険期間・払込期間
生活障害収入保障特約(5回保証逓減型)	年金額240万円	65歳満了

・健康増進乗率適用特約を付加しています。

ご検討にあたりご確認いただきたい事項について P.37に記載しておりますので、必ずご確認ください。

よくあるご質問

Q1 Vitality健康プログラムを利用するために必要なものは何ですか？

パソコン・スマートフォン等によるインターネット接続環境、メールアドレスの登録が必要です。

Q2 Vitality健康プログラム契約だけで加入することはできますか？


Vitality健康プログラム契約は単独でご加入いただくことはできず、保険契約と一緒にご加入いただく必要があります。

Q3 Vitality利用料は、何のための料金ですか？

Vitality利用料は、Vitality健康プログラム全体の管理維持や提携先企業の商品・サービスに対する各種割引等をご利用いただくための料金であり、健康増進活動に取り組むためのサービスを受けることを目的として毎月お支払いいただくものになります。

なお、Vitality利用料はクレジットカード払いのみのお取扱いとなります。

※Vitality健康プログラム契約をお楽しみいただくための「Vitalityアプリ」ご利用料金ではありません。

同時加入 	保険契約 [健康増進乗率適用特約付加]	保障内容に応じた 保険料
	Vitality健康プログラム契約	利用料 880円 (税込)

Q4 特典(リワード)の内容は 今後変更されることがあるのですか？

より楽しんで、健康増進に取り組んでいただく観点等から、提携先企業、特典(リワード)の内容は今後変更することがあります。最新の内容は、住友生命ホームページでご確認いただけます。



ホームページで
チェック!

最新の特典内容

Q5 ステータスはどのように判定されますか？

ステータスは健康増進への取り組みによって獲得した累計ポイントを基に判定されます。判定の流れは以下のとおりです。

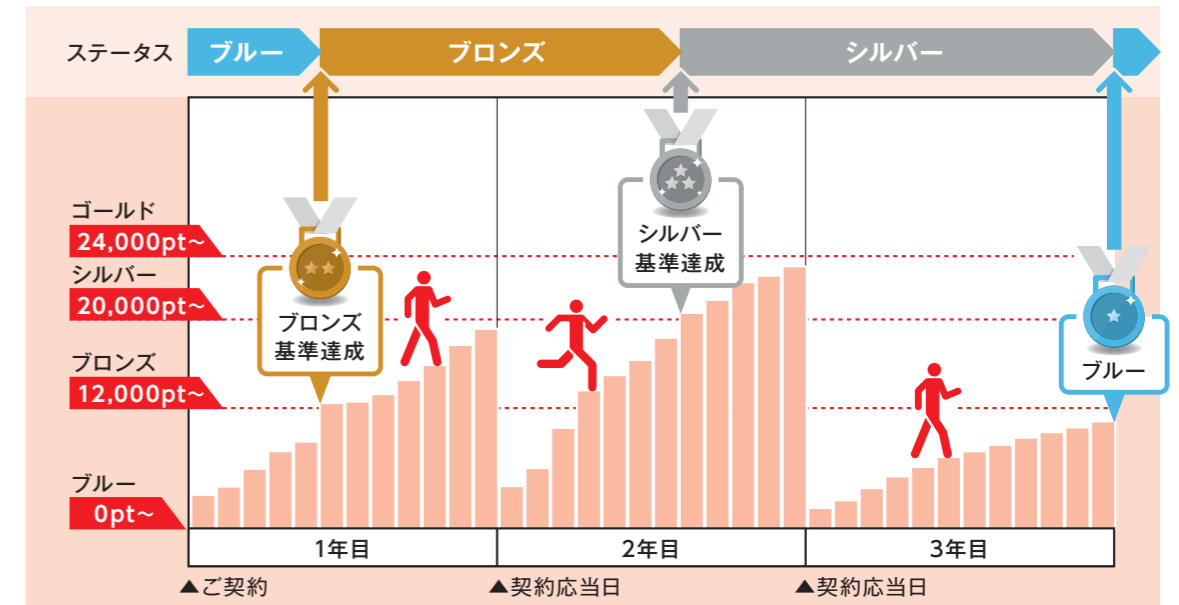
- 健康増進への取り組みに応じてポイントを獲得!
- 各ステータスのポイント基準を達成した時点で、ステータスはアップします。
- ポイントはご契約から1年ごとに到来する契約応当日に0になりますが、翌年は前年の累計ポイントに基づくステータスからスタートします。



動画でチェック!

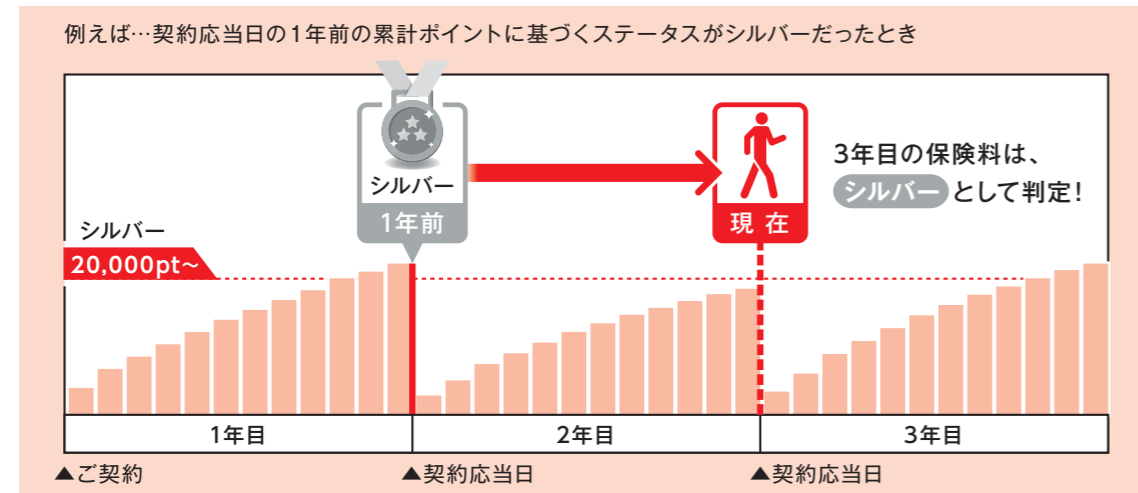
ステータス判定のしくみ

判定のイメージ

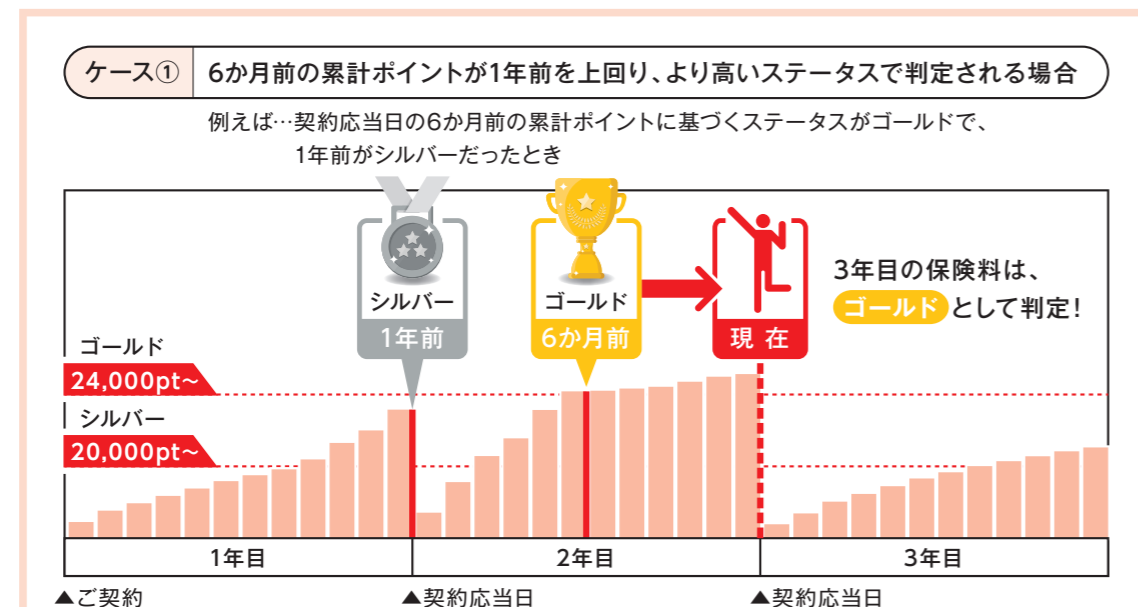


Q6 保険料はどのように判定されるのですか？

保険料は契約当日の1年前の累計ポイントに基づくステータスに応じて判定します。



ただし、以下の場合は契約当日の6か月前の累計ポイントに基づくステータスで判定します。



※2年目に限り、ステータスがブルーの場合であっても保険料は変動しません。

■既にVitality健康プログラム契約を締結いただいている場合は、記載の内容と異なることがあります。

動画でチェック! 動画でチェック!

保険料判定のしくみ 2件目以降のご契約について

各種サービス

1UP↑ Vitalityにご加入いただくと、
以下の各種サービスを無料でご利用いただけます。

(提供:ティーベック株式会社)

健康に関するご相談を、24時間電話で承ります。



利用 契約者さま・被保険者さま
対象 およびそのご家族

- ① 日々の健康管理や心の疲れなど、身近な疑問や不安に24時間・年中無休で電話相談を承ります。
- ② 夜間・休日の急な病気にも対応可能な医療機関や専門医療機関の情報をご提供いたします。

障害年金の申請全般を専門家がサポートします。



利用 契約者さま・被保険者さま
対象 およびそのご家族

- ① 障害年金および生活支援に関する電話相談を承ります。
- ② 「障害年金申請ガイドブック」をご提供いたします。
- ③ 社会保険労務士をご紹介いたします。

■本サービスは、2022年4月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止する場合があります。

■専用フリーダイヤルの番号はご加入後、保険証券に同封してお知らせいたします。

■詳しくは住友生命ホームページをご覧ください。

ご契約後の安心サービス

スミセイのご家族アシストプラス

無料 「ご家族登録サービス」 「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります



動画でチェック!

スミセイのご家族アシストプラス

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。 	A ご家族登録サービス
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。 	B 契約者代理制度 契約者が手続きする意思表示ができなくても...
年金等の請求	被保険者が意思表示できず、 年金等を請求できない。 	C 被保険者代理制度 被保険者が請求する意思表示ができなくても...

*保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
 ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
 ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、被保険者には③について同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。



※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例	対象外となるお手続き
<ul style="list-style-type: none"> ● 住所変更 ● 基本年金額の減額 ● 解約 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 告知を要する契約内容の変更等(復活等) ● 契約者代理人の変更 ● 年金等の受取人の変更 ● 保険料払込中でないご契約(*)における契約者の変更

(*)保険料のお払込みが免除されているご契約を含みます。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**年金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**年金等のご請求**をすることができます。



※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、**C 被保険者代理制度**のご利用には **A ご家族登録サービス**の申込みが必要となります。

➡ 「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 6」をご覧ください。

記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

住友生命所定の就労不能状態・精神障害状態とは？

住友生命所定の **就労不能状態** とは、P.27～32いずれかに該当した状態をいいます。

住友生命所定の **精神障害状態** についてはP.32をご覧ください。



公的年金制度の障害年金1・2級相当(*)ですが、同制度の障害年金認定基準とは異なるものです。詳細は約款に定められておりますので、必ずご確認ください。

(*)2022年4月現在の公的年金制度に基づき、目安として記載したものです。

眼の障害



両眼の視力 または視野に 著しい障害がある

回復の見込みがない

- 眼鏡、コンタクトレンズ等を装着した矯正視力で両眼の視力の和が0.08以下
- 両眼の視野が5度以内
- 両眼の視野がそれぞれ1/4の視標で中心10度以内におさまり、かつ、1/2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下

「両眼の視野が5度以内」とは直径5cm長さ60cmの筒を眼に当てて見える範囲程度の状態

例えば

- 網膜色素変性症により、眼の前に出された指の数がかろうじて分かる程度にまで視力が低下。
- 緑内障により視野が狭まり、1人での外出は困難。

そしゃく・嚥下機能の障害



そしゃく^(*1)・ 嚥下^(*2)機能に 著しい障害がある

回復の見込みがない

- 流動食以外のものが摂取できない。
- 口から食物を摂取することができない。
- 口から食物を摂取することが極めて困難である。

(*1)食物をかみ砕くこと。

(*2)食物を飲み下すこと。

例えば

- 頭部の外傷による麻痺により、食べ物を飲み込むことができない。栄養摂取は直接胃にチューブをつないでやっている。

言語機能の障害

喉頭全摘出手術を受けた



言語機能に 著しい障害がある

回復の見込みがない

- 語音構成機能^(*1)障害で口唇音・歯舌音・口蓋音・こう頭音^(*2)の4種のうち、3種以上の発音ができない。

■脳の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通ができない。

■声帯全部を摘出し、発音ができない。

■語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、字に書く等の補助動作がなくては音声言語による意思の疎通ができない。

(*1)音をつなげて言葉にする機能のこと。

(*2) [・口唇音：バ・パ・マ等 ・口蓋音：ア・カ等]
[・歯舌音：シ・シュ等 ・こう頭音：コ等]

例えば

- 咽頭がんの治療で声帯を摘出。声を出すことができなくなる。
- くも膜下出血の後遺症で失語症になり、ほとんどしゃべることができない。

耳の障害



両耳の聴力に 著しい障害がある

回復の見込みがない

- 両耳の聴力レベルが90デシベル^(*1)以上
- 両耳の聴力レベルが80デシベル以上、かつ最良語音明瞭度^(*2)が30%以下

(*1)人間の声だと「怒鳴り声」に相当するくらいの音量。

(*2)聞こえ方のこと。言葉を1音ずつ聞き取り、どれだけ聞き取れたかを%で表したもの。

例えば

- 感音性難聴により、補聴器を付けていても他人の会話が聞き取れない。

平衡機能の障害



平衡機能^(*1)に 著しい障害がある

回復の見込みがない

脳または耳の器質的異常^(*2)により、他人からも認識できる程度の平衡機能障害があり、眼をあけている状態で立っていることができない、または転倒したりよろめいたりせずにまっすぐに10メートル以上歩くことができない。

(*1)体のバランスを保つ機能のこと。

(*2)身体の器官に生じる物理的な異常のこと。

例えば

- メニエール病によるめまいで自力で立っていることができず、杖を使用して歩いても激しくよろめいてしまう。

住友生命所定の就労不能状態・精神障害状態とは？

住友生命所定の **就労不能状態** とは、P.27~32いずれかに該当した状態をいいます。
住友生命所定の **精神障害状態** についてはP.32をご覧ください。

! 公的年金制度の障害年金1・2級相当(*)ですが、同制度の障害年金認定基準とは異なるものです。詳細は約款に定められておりますので、必ずご確認ください。
(*)2022年4月現在の公的年金制度に基づき、目安として記載したものです。

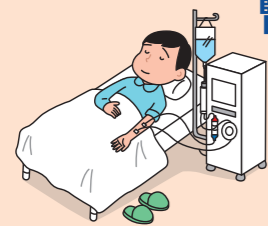
以下の疾患による所定の状態



心臓の疾患

- 心臓移植を受けた。
 - 人工心臓を装着した。
 - 重度の心疾患に適用となるペースメーカー(CRT、CRT-D(*)を装着した。
- (*)通常の、心拍数を整えるペースメーカーとは異なり、心臓のポンプ機能を改善する目的の特殊な心臓ペースメーカーのこと。

例えば ●重症心不全のため、人工心臓を装着する手術を受けた。



腎臓の疾患

- 永続的な人工透析療法(*)を受けている。
 - 腎移植を受けた。
- (*)血液中の老廃物を人工的にろ過する治療のこと。

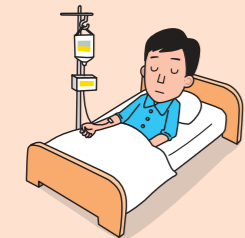
例えば ●糖尿病性腎症のため、週3回、1回5時間の人工透析療法を欠かすことができない。



人工肛門の造設等

- 人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下のいずれかにあてはまる。
 - 人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた。
 - 完全排尿障害(カテーテル(*)留置または自己導尿(**)が常に必要)状態である。
- (*)ぼうこうに溜まった尿を体外に排出するための管のこと。
(**)自らカテーテルで尿を体外に排出すること。

例えば ●直腸がんのため、人工肛門を永久的に造設する手術を受け、術後、排尿障害が起きたため、カテーテルを留置した。



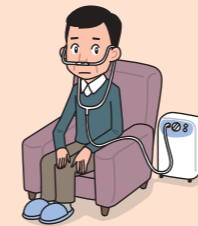
がんで長期間入院

がんの治療を目的とした入院が継続して180日以上ある。

例えば ●悪性脳腫瘍のため、200日間、継続して入院した。

以下の疾患により日常生活が著しい制限を受ける状態

(以下の状態で、かつ軽い家事等の軽労働や事務等の座業ができない状態)



呼吸器の疾患

回復の見込みがない

呼吸器の病気で24時間の酸素療法(*)が必要かつ施行している。

(*)高い濃度の酸素を機械を使って体内に送り込む治療。

例えば ●肺気腫のため、家事程度の動きでも呼吸困難を起こすようになり、常に酸素療法が必要。



心臓の疾患

回復の見込みがない

心臓に恒久的ペースメーカー(*)または人工弁(**)を装着している。

(*)心拍を常に監視し、心拍数を整える装置。

(**)心臓の血液の流れの逆流を防ぐ役割をしている弁の機能が低下したときに取り付ける人工の弁のこと。

例えば ●弁膜症のため、心臓に人工弁を取り付ける手術を受けた。軽い運動もできず、働くことは困難。



肝臓の疾患

回復の見込みがない

腹水(*)または肝性脳症(**)の症状がある状態

(*)肝臓の機能低下により、血液中の水分が血管の外に漏れ出て腹腔内に溜まること。

(**)肝臓の機能低下が引き起こす意識障害のこと。

例えば ●肝硬変になり、黄疸や腹水の症状。肝性脳症により意識障害を起こすようになり身の回りのことも自分ではできない。



血液・造血器の疾患

回復の見込みがない

再生不良性貧血等の難治性貧血(*)に分類される疾患または血友病等の出血傾向(**)を伴う疾患または白血病等の血液のがんで血液数値が異常値を示している状態。

(*)造血幹細胞(骨髄にある白血球・リンパ球等を生み出す細胞)が傷ついて起こる病気。

(**)何らかの原因により止血機能が破壊されて起こる病気。

例えば ●慢性骨髄性白血病で著しい免疫力の低下がみられ、しばしば感染症にかかる。疲労感が強く働くことは困難。

中枢神経系(*)・精神または胸腹部臓器に著しい障害があり、生涯にわたり常に介護が必要

回復の見込みがない

(*)脳・脊髄のこと。

住友生命所定の就労不能状態・精神障害状態とは？

住友生命所定の **就労不能状態** とは、P.27~32いずれかに該当した状態をいいます。
住友生命所定の **精神障害状態** についてはP.32をご覧ください。

! 公的年金制度の障害年金1・2級相当(*)ですが、同制度の障害年金認定基準とは異なるものです。詳細は約款に定められておりますので、必ずご確認ください。
(*)2022年4月現在の公的年金制度に基づき、目安として記載したものです。

手・腕の障害



手指を失ったもの

- 両手の親指を失い、かつ、両手のひとさし指または中指を失った。
- 片手のすべての指を失った。

解説

【指を失った状態とは】

- 親指は上から1つ目の関節、親指以外は上から2つ目の関節以上を失った状態

手・手指に著しい障害がある

回復の見込みがない

- 片手をほとんど動かすことができない。

解説

- 肩関節・ひじ関節・手関節のうちの2つの関節が以下のいずれかに該当する状態
- ・関節がこわばって動きが著しく制限される、またはまったく動かすことができない
- ・筋力が著しく低下または消失している

- 両手を自由に動かすことができない。

- 片手および片足を自由に動かすことができない。

解説

- 肩関節・ひじ関節・手関節のうちの1つの関節の動きが制限される状態かつ、筋力が半減している状態

- 片手のすべての指をほとんど動かすことができない。

- 両手の親指に加え両手のひとさし指または中指をほとんど動かすことができない。

解説

【指をほとんど動かすことができない状態とは】

- 末節の半分を失った状態
- 指の関節の動きが著しく制限される状態

足の障害



足・足指を失ったもの

- 両足のすべての指を失った。
- 片足を足関節以上で失った。

解説

- 片足のこの部分を失った状態
- 両足のこの部分を失った状態

足に著しい障害がある

回復の見込みがない

- 片足をほとんど動かすことができない。

解説

- 股関節・ひざ関節・足関節のうちの2つの関節が以下のいずれかに該当する状態
- ・関節がこわばって動きが著しく制限される、またはまったく動かすことができない
- ・筋力が著しく低下または消失している
- 片足がもう一方の足の4分の1以上短縮している状態

- 両足を自由に動かすことができない。

- 片手および片足を自由に動かすことができない。

解説

- 股関節・ひざ関節・足関節のうちの1つの関節の動きが制限される状態かつ、筋力が半減している状態

精神の障害 住友生命所定の精神障害状態



所定の精神障害の治療を目的として 継続して 180日以上入院

- 器質性認知症を除く器質性精神障害
- 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- 気分[感情]障害
- てんかん 等

例えば

- 統合失調症で誰かに監視されているという妄想から異常行動を起こすようになり、働くことが困難に。180日間、継続して入院した。

障害年金認定基準とは異なります。詳細は約款に定められておりますので、必ずご確認ください。

住友生命所定の要介護状態とは？

! 公的介護保険制度の要介護2以上に相当(*)しますが、同制度の要介護認定基準とは異なるものです。詳細は約款に定められておりますので、必ずご確認ください。
 (*)2022年4月現在の公的介護保険制度に基づき、目安として記載したものです。

住友生命所定の **要介護状態** とは、次のいずれかに該当したときをいいます。

[a]	表1の イ の項目が 全介助 に該当する状態
[b]	「表1の イ が 一部介助 、もしくは ロ が 一部介助 または 全介助 に該当し」かつ「表2の イ ~ ホ について、次のいずれかに該当する状態」 (1) 3項目以上が表2の 一部介助 に該当する (2) 2項目以上が表2の 全介助 または 一部介助 に該当し、そのうち1項目以上が表2の 全介助 に該当する
[c]	器質性認知症に該当し、意識障害のない状態において見当識障害がある状態(*) (*)脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなった状態をいいます。

表1

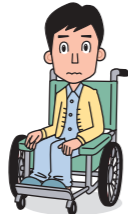





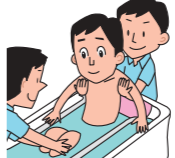






項目	全介助	一部介助
イ 歩行	●杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行が自分ではできない状態 [車いすがなければ歩けない] 	●杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁や手すりなどで手を支えたりしなければ、歩行が自分ではできない状態 
ロ 寝返り	●ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、左右ともに寝返りが自分ではできない状態 	●ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、左右ともに寝返りが自分ではできない状態 

表2

項目	全介助	一部介助
イ 衣服の着脱	●ボタンやファスナーのない衣服を用いる等、着やすい衣服を選定しても、次のいずれかに該当する状態 (i) 上衣の着脱の行為の すべてが自分ではできない (ii) スポン・パンツ等の着脱の行為の すべてが自分ではできない 	●次のいずれかに該当する状態 (i) 上衣の着脱の際に、手を回せないために介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の 部分的な介助が必要 (ii) スポン・パンツ等の着脱の際に、最後に上まで上げる、シャツをスポン・パンツ等に入れ直す等の 部分的な介助が必要 (iii) ボタンやファスナーのある衣服の着脱の際に、ボタンのかけはずしを行う、ファスナーを開閉する等の 部分的な介助が必要 
ロ 入浴	●次のいずれかに該当する状態 (i) 介護者に抱えられ、またはリフト等の機器を用いなければ、一般家庭浴槽の出入りが自分ではできない (ii) 洗身の行為の すべてが自分ではできない 	●次のいずれかに該当する状態 (i) 一般家庭浴槽の出入りの際に、介護者が支える、手を貸す等の 部分的な介助が必要 (ii) 洗身の際に、介護者がスポンジや手ぬぐい等に石鹸等を付ける、身体の一部を洗う等の 部分的な介助が必要 
ハ 食事の摂取	●次のいずれかに該当する状態 (i) 食器等や食物を工夫しても、食物を口元まで運ぶ動作が自分ではできない (ii) 経管栄養や中心静脈栄養を受けている 	●食器等や食物を工夫しても、食事の一連の動作の際に、部分的な介助が必要な状態 
ニ 排泄	●次のいずれかに該当する状態 (i) トイレまでの移動やポータブルトイレへの移乗の際に、介護者が手を添える、体を支える等の介助が必要 (ii) 排泄動作の際に介助が必要 (iii) 排泄後の拭き取り始末の際に介助が必要 (iv) 排泄コントロール機能を失っているために、おむつの使用が必要 	—
ホ 清潔・整容	●次のいずれかに該当する状態 (i) 口腔清潔(歯磨き等)の行為の すべてが自分ではできない (ii) 洗顔の行為の すべてが自分ではできない (iii) 整髪(髪を洗う)の行為の すべてが自分ではできない (iv) つめ切りの行為の すべてが自分ではできない 	●次のいずれかに該当する状態 (i) 口腔清潔(歯磨き等)の際に、 部分的な介助が必要 (ii) 洗顔の際に、 部分的な介助が必要 (iii) 整髪の際に、 部分的な介助が必要 (iv) つめ切りの際に、 部分的な介助が必要 

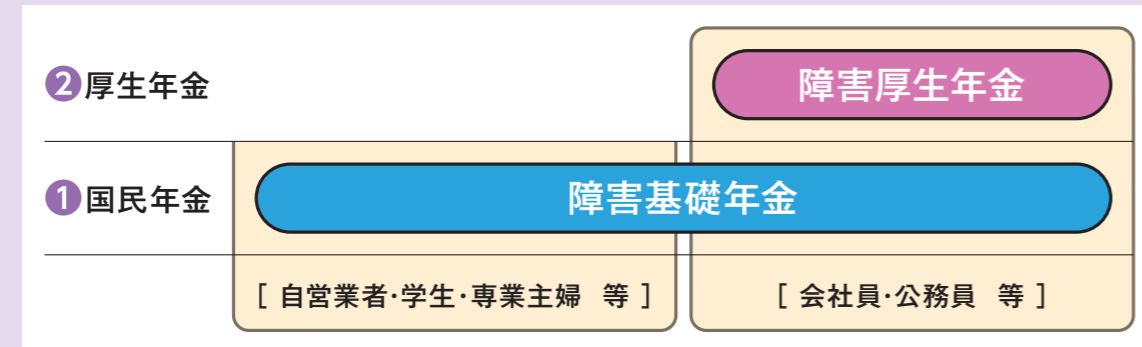
「障害年金」「公的介護保険制度」について

障害年金とは

病気やケガで所定の状態に該当したときに受け取ることができる年金です。

✓ 受け取ることができる障害年金は？

国民年金から **障害基礎年金**、厚生年金から **障害厚生年金** を受け取ることができます。



✓ 受け取ることができる金額は？

2級に認定された場合の受取額(月あたり)

	会社員・公務員世帯	自営業世帯・専業主婦
		障害基礎年金 + 障害厚生年金
子2人の場合	約17.0万円	約10.3万円
子1人の場合	約15.1万円	約8.4万円
夫婦のみの場合	約13.2万円	約6.5万円
独身の場合	約11.3万円	約6.5万円

※平均標準報酬額35.1万円・本人、配偶者30歳・22歳厚生年金加入・子は18歳未満と仮定し、公的年金制度の内容は2022年3月時点、障害基礎年金額・障害厚生年金額は2020年度価格に基づき、住友生命にて算出

➤ 等級ごとの障害状態の目安

障害の程度に応じて**1級から3級の等級**に区分されます。

等級	障害の程度	例えば「耳の障害」の場合
1級	他人の介助がなければ身の回りのことができない程度。	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上
2級	必ずしも他人の手助けを必要とするわけではないが、日常生活は極めて困難。働くことが困難な程度。	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上
3級	日常生活の身の回りのことは自力でできるが、労働に著しい制限を受ける程度。	両耳の聴力が、 40センチメートル 以上では通常の話し声を解することができない程度に減じたもの

公的介護保険制度とは

市区町村が運営する社会保障制度です。

40歳以上の人が加入し、条件があれば**介護サービス**を受けることができます。

✓ 介護サービスを受けられる条件は年齢によって異なります。

		39歳まで [加入対象外]	40～64歳 [第2号被保険者]	65歳～ [第1号被保険者]
介護が必要になった原因	16種類の特定疾病(*1)	×	○	○
	上記以外の疾病・あらゆるケガ	×	×	○

- (*1) 16種類の特定疾病
- がん(*3)
 - 関節リウマチ
 - 筋萎縮性側索硬化症(ALS)
 - 後縦靭帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗鬆症
 - 初老期における認知症
 - パーキンソン病関連疾患
 - 脊髄小脳変性症
 - 脊柱管狭窄症
 - 早老症
 - 多系統萎縮症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(*2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを受けられることがあります。

(*3) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り、判断したものに限り。

要介護度に応じて1か月あたりのサービス支給限度額が設けられており、**限度額の範囲内でサービスを利用する際は1割(*4)が自己負担ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は全額自己負担となります。**

(*4) 第1号被保険者については、所得金額等によって自己負担割合が2割または3割となる場合があります。

➤ 要介護度と支給限度額

身体状態に応じて**7段階の「要介護度」**に分けられ、支給限度額が定められています。

要介護度	身体状態の目安		支給限度額(月額)
要支援	1	社会的支援を必要とする状態	50,320円
	2	部分的な介護を必要とする状態	105,310円
要介護	1	排泄・入浴などはほとんどひとりで行えるが、ときどき介助が必要。歩行が不安定。	167,650円
	2	自力では歩行が困難。排泄・入浴に一部介助または全介助が必要。	197,050円
	3	自力では歩行ができない。排泄・入浴に全介助が必要。	270,480円
	4	食事に一部介助が必要。排泄・入浴・衣服の着脱に全介助が必要。	309,380円
	5	最重度の介護を必要とする状態	日常生活全般にわたり、全介助が必要。

■ 公的年金制度の内容は2022年3月時点、年金額は2020年度価格です。今後、制度等の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
■ 公的介護保険制度については、2022年4月現在の厚生労働省発表の内容を取りまとめたものです。

また、上記の支給限度額の数値は標準的な地域におけるものであり、支給限度額は市区町村ごとに異なります。公的介護保険制度についての詳細は、市区町村にお問い合わせください。

ご検討にあたりご確認いただきたい事項

Vitality健康プログラム契約について

P.3~P.12

- Vitality健康プログラムを利用するには、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約に加えて、Vitality健康プログラム契約を締結する必要があります。
- 保険料とは別に、Vitality利用料として、月額880円(税込)をお払い込みいただきます。Vitality利用料は将来変更することがあります。
- ご加入にあたっては、パソコン・スマートフォン等によるインターネット接続環境をご準備いただき、メールアドレスを登録していただく必要があります。
- 解約等によりVitality健康プログラム契約が消滅した場合、保険契約の内容(保険料等)が変更になります。
- Vitality健康プログラムにおける健康に関する情報は、医療専門家から受けるアドバイスに代わるものではありません。活動を開始する際に健康上の不安がある場合や、当該活動により健康状態に変化が生じた場合は、速やかに医療専門家のアドバイスを受けるようにしてください。また、ポイント獲得のための指標は住友生命が独自に定めたものであり、健康診断等で使用されるものと異なる場合があります。
- Vitality健康プログラム契約の内容(ポイント獲得の対象となる健康増進活動やポイント数、ステータスの判定基準や特典(リワード)の内容等)は2022年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

保険契約について

P.15~P.20

- 死亡保険金、解約返戻金はありません。
- 精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたときは、就労不能・介護年金、就労不能・介護保障充実給付金をお支払いできません。
- 第1回の就労不能・介護年金のお支払理由発生以後に、就労不能・介護保障充実給付金および特定障害給付金はお支払いできません(住友生命所定の要介護状態以外の状態により、就労不能・介護年金と同時に就労不能・介護保障充実給付金のお支払理由に該当した場合を除きます)。
- 生活障害収入保障特約(逓減型)の年金受取回数は毎年1回ずつ減少しますが、最低5回は保証されています。
- 就労不能・介護年金は生存している限り、所定の期間お支払いします(保証期間5年)。

<健康増進乗率適用特約を付加した場合>

- 毎年の保険料は割引率・割増率に基づいて算出します。割引率・割増率は、健康増進乗率適用特約を付加しない場合の保険料を基準としています。
- ご加入してから10年目以降は、毎回の保険料がVitality健康プログラムを利用しない場合の保険料を超過することがあります。なお、割引率の上限は30%、割増率の上限は10%です。
- 住友生命では、健康増進乗率適用特約を付加しない保険契約をお取り扱いしておりますが、お申込みの募集代理店では健康増進乗率適用特約を付加せずにご契約いただくことはできません。

Memo